

選告示第17号

政治資金規正法事務取扱規程（昭和51年選告示第5号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第3条中「長野県総務部市町村課内委員会」を「長野県総務部市町村チーム内県委員会」に改める。

選挙管理委員会

選告示第18号

政党助成法に基づく支部報告書等の閲覧に関する規程（平成8年選告示第3号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第2条中「長野県総務部市町村課内」を「長野県総務部市町村チーム内」に改める。

選挙管理委員会

選告示第19号

長野県選挙管理委員会規程（昭和30年選告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県選挙管理委員会委員長 松葉邦男

第15条の表の書記長の項中 「総務部市町村課長」 を

「 総務部市町村チームリーダー 」 に改め、同表の書記長補佐の

項中 「 総務部市町村課企画幹 」 を

「 総務部市町村チーム企画幹 」 に改め、同表の選挙ユニットリ

ーダーの項及び庶務ユニットリーダーの項中「総務部市町村課」を「総務部市町村チーム」に改め、同表の主査の項中「総務部市町村課」を「総務部市町村チーム」に、「地方事務所総務課」を「地方事務所地域政策チーム」に改め、「企画幹」を削り、同表の主任の項及び主事の項中「総務部市町村課」を「総務部市町村チーム」に、「地方事務所の総務課」を「地方事務所地域政策チーム」に改める。第16条第4項中「、上司の命をうけ」を削り、「町村選挙管理委員会」を「市町村選挙管理委員会」に改める。

第19条中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」

を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。

選挙管理委員会

長野県監査委員告示第3号

長野県監査委員事務局の組織等に関する規程（昭和41年長野県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県監査委員 丸山勝司

同 樽川通子

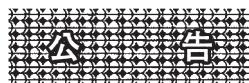
同 東方久男

同 高橋宏

第5条中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。

別表第3中「総務部職員サポート課内部事務システム推進室長」を「総務部事務サービスチームリーダー」に改める。

監査委員事務局



公告

長野県労働委員会規程（昭和33年10月27日県報）の一部を、平成18年3月22日、次のとおり改正し、平成18年4月1日から施行します。

平成18年3月31日

長野県労働委員会

第9条第2項及び第10条中「課長」を「チームリーダー」に改める。

別表第1の7及び別表第2中「課長」を「チームリーダー」に改める。

労働委員会事務局